測方法						
添付書類（注９）	①変更内容説明書（注１０）		—	書類名：		
	②構造図		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	③配線図		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	④メンテナンス体制確認書類（注１１）		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	⑤発電設備の内容を証する書類（注１２）		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	⑥その他１		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	⑦その他２		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	⑧その他３（注１３）		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		

認定設備使用燃料一覧（バイオマス発電の場合で変更がある場合に記載）

変更前			変更後			備考
燃料区分（注１４）	燃料番号（注１５）	燃料名（注１６）	燃料区分（注１４）	燃料番号（注１５）	燃料名（注１６）	

（注１）　変更前の認定設備情報を記載すること。

（注２）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

（注３）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注４）　変更の有無記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。

（注５）　点検及び保守を行う体制について、責任を行う事業者又は主要設備の製造事業者の変更がある場合に記載すること。

（注６）　太陽光発電についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は行を追加しそれぞれについて記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池、Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率については、変更前に日本工業規格Ｃ８９６０において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率を記載した場合は、備考欄の「真性変換効率」に、実効変換効率を記載した場合には、同欄の「実効変換効率」のボックスにチェックを付し、それぞれの数値を記載すること（真性変換効率＞実効変換効率となるため、実効変換効率が認定基準を満たしていれば、真性変換効率も認定基準を満たしている。）。
また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
さらに、太陽電池の製造事業者名、種類又は変換効率の変更が、変更前の製造事業者が変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことによる場合は、変更理由欄の「製造事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注７）　発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数１桁（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の発電出力が、１０ｋＷ未満になる場合は、様式第４により申請すること。また、電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電気事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注８）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
Ａ：太陽光発電設備（１０ｋＷ以上）、Ｃ：風力発電設備（２０ｋＷ未満）、Ｄ：風力発電設備（２０ｋＷ以上）、Ｕ：洋上風力発電設備（２０ｋＷ以上）、Ｅ：水力発電設備（２００ｋＷ未満）、Ｖ：特定水力発電設備（２００ｋＷ未満）、Ｉ：水力発電設備（２００ｋＷ以上１０００ｋＷ未満）、Ｘ：特定水力発電設備（２００ｋＷ以上１０００ｋＷ未満）、Ｊ：水力発電設備（１０００ｋＷ以上３００００ｋＷ未満）、Ｙ：特定水力発電設備（１０００ｋＷ以上３００００ｋＷ未満）、Ｋ：地熱発電設備（１５０００ｋＷ未満）、Ｌ：地熱発電設備（１５０００ｋＷ以上）、Ｍ：バイオマス発電設備（メタン発酵ガス）、Ｎ：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼）、Ｏ：バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物残さ燃焼）、Ｑ：バイオマス発電設備（建設資材廃棄物燃焼）、Ｒ：バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

（注９）　以前の提出書類から変更がある項目は「変更あり」、変更がない項目は「変更なし」、以前提出しておらず本申請で新たに提出する書類の項目は「新規」のボックスにチェックすること。
また、以前提出してなく本申請でも提出しない項目は「変更なし」のボックスにチェックすること。

（注１０）　設備を変更しようとする理由及び変更の内容等を簡潔に記載した書面を提出すること。

（注１１）　調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制について、変更後のものが、国内に備わっていること及び当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理の実施が可能である体制が備わっていることを示す書類を添付すること。

（注１２）　製品の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号若しくは番号を証する書類又は設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の種類及び変換効率がわかる書類も併せて提出すること。

（注１３）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

（注１４）　燃料区分の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、燃料区分名を次の記号にて記載すること。
〔燃料区分〕
Ａ：メタン発酵ガス、Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）、Ｃ：一般木質バイオマス・農作物残さ（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、Ｄ：建設資材廃棄物、Ｅ：一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス、Ｆ：その他（助燃剤等）

（注１５）　燃料番号の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、次の番号にて記載すること。複数ある場合には複数記載すること。
〔バイオマス燃料〕
０１：間伐材又は主伐材
０２：建設資材廃棄物
０３：０１及び０２以外の木材（製材端材や輸入木材等）
０４：パーム椰子殻、もみ殻等の農作物残さ
０５：一般廃棄物又は産業廃棄物
０６：鶏糞
０７：下水汚泥
０８：食品廃棄物
０９：ＲＤＦ
１０：ＲＰＦ
１１：黒液
１２：その他廃棄物由来のバイオマス燃料
１３：その他のバイオマス燃料
〔バイオマス燃料以外の燃料（助燃剤として用いるものを含む。以下同じ。）〕
１４：石油